

# 展示 「助け合う日本」

- 文書でふりかえる関東大震災への支援 -

平成 23 年 6 月 10 日 (金) ~ 7 月 7 日 (木)



## 「<sup>かいしやう</sup>海嘯 (津波) <sup>ぎえん</sup>義捐金の件」

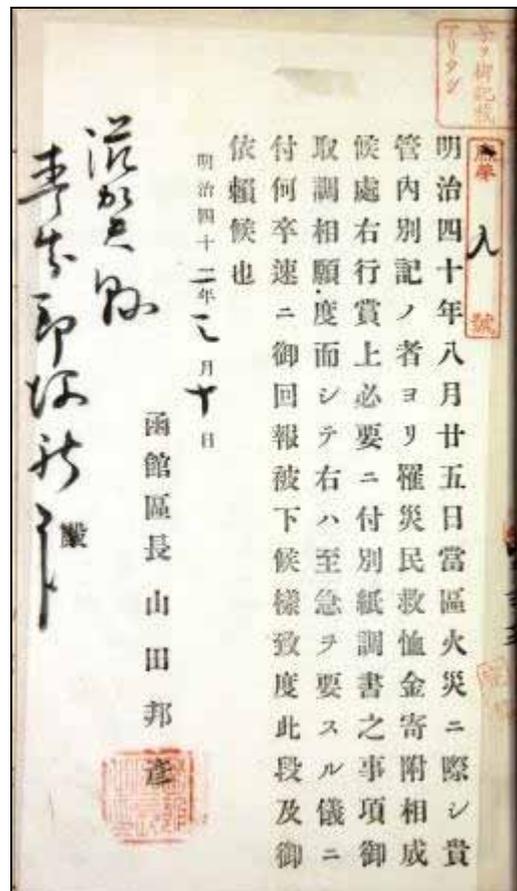
明治 32 年(1899 年)

明治 29 年(1896 年)にも三陸沖で地震があり、津波で大きな被害が起きた。当ても県から義捐金が送られた。文書は、寄付者への賞状配布について宮城県からの問い合わせ。明治 32 年になってもまだ処理が続いており、災害の大きさがうかがえる。【明え 249(16)】

## 「<sup>きゆうじゆつ</sup>函館区火災罹災民への救恤金寄附

者の件」 明治 42 年(1909 年)  
明治 40 年(1907 年)、函館では 1 万戸を超える家屋が焼失する火災があった。遠く北海道の出来事に対しても県から救恤金(寄付金)が送られていることがわかる。【明ふ 31 (2)】

[ ]内は『滋賀県歴史的な文書』の簿冊記号と件名番号



一回	品名	数量	住
一回	圓腹丸	二石包	大阪
り	手拭	二石包	京都
り	梅干	一石包	京都
り	西洋紙	三石包	大阪
り	赤味噌	五石包	京都
り	派石肥	五石包	京都
り	古衣類	四石包	京都
り	干菓	一石包	大阪
り	懸籠詰	九十二包	南
り	とろ昆布	五石包	京都

「毎日新聞取扱の義捐品の調査依頼」  
明治43年(1910年)

明治42年(1909年)に起こった姉川地震は、県下で600名を超える死傷者を出した。この被害に対して大阪の新聞社は物品や義捐金を集め、被災者へ送った。近隣府県からさまざまな品物が届けられている。

【明ふ 162(18)】

「日誌」

大正12年(1923年)  
9月1日、2日

関東大震災は、大正12年(1923年)9月1日午前11時58分に起こった。死者は10万人を越え、全壊・焼失家屋は50万戸以上にもなった。

総務部には夕方5時に新聞の号外によってこの情報もたらされている。翌日は日曜日にもかかわらず、対策を話し合い、職員、救護班を派遣している。6日には庁内に「臨時関東震災救援部」が作られた。

【大そ 25(105)】

総務係関係事務

九月一日  
午後五時頃新聞号外、依り東京、横浜地方、震災あり、其災害甚大なりと知

九月二日  
朝未だ中野外号類紙あり、到り、関東地方、惨状を知

救護方法ヲ計畫上、お影池理事有、福田所、付、午後十一時、奉列、草、上京

九月八日	九月七日										
衣類	梅干	靴	漬物	衣服	バケツ	洗面	梅干				
一箱	二樽	一箱	一樽	三七個	十七個	一個	小一箱				
大津市	野洲郡					大津市					

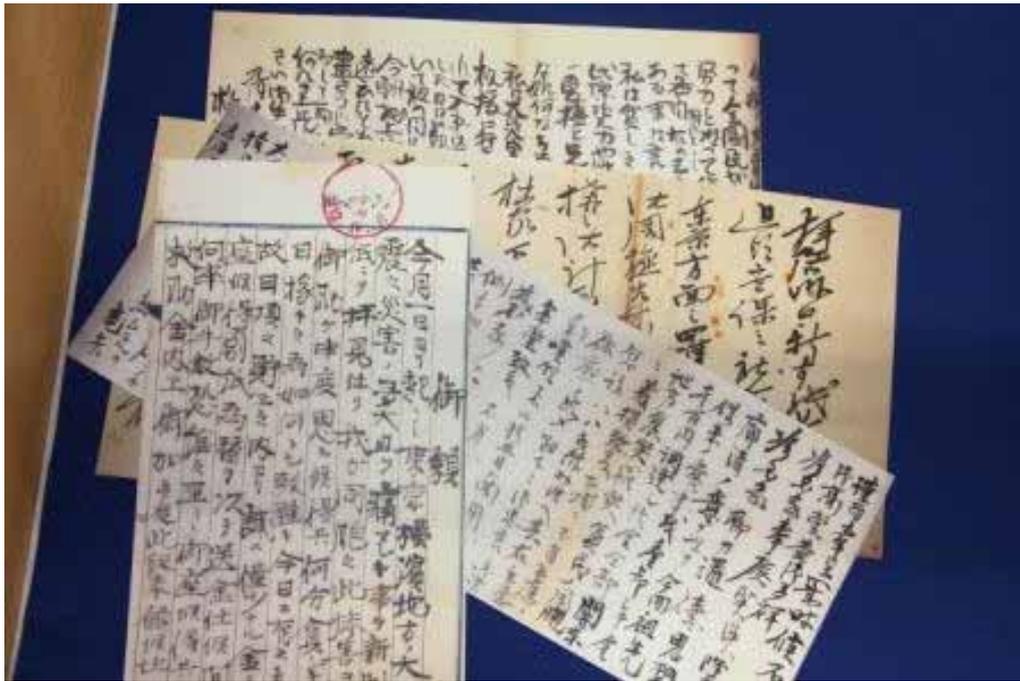
【大そ 22(2)】

「関東地方震災寄附物件台帳」 大正 12 年（1923 年）9 月 7 日分  
 県庁が窓口となり、学校や職場、村から義捐金や品物が集められた。10 月の調査時点での寄付は、白米 1,479 俵、梅干 709 樽、衣類 39,900 点、慰問袋 135,180 袋など。義捐金は 319,883 円にもなった（小学校教員初任給 40～55 円）。



【大 15 (1-19)】

「関東罹災義捐金送附目録 坂田郡・東浅井郡分」 大正 12 年（1923 年）  
 坂田郡<sup>かみてる</sup>神照村は 1 円から 37 円までを 927 の個人や団体から義捐金として集め、合計 2,300 円を送付している。この簿冊は、坂田郡と東浅井郡管轄分のみを綴じたもの。他郡分を綴じた同様の簿冊もある。



【上】「寄付を申し出る手紙など」  
大正 12 年（1923 年）

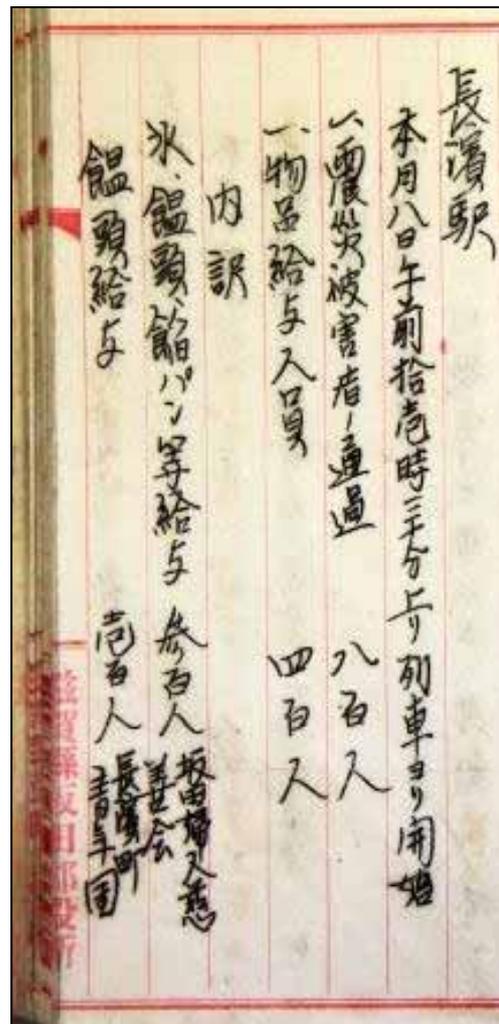
個人からも多くの寄付や救援物資の申し込みが寄せられた。妻には内緒で先祖伝来の木を売ってお金を工面した人や、切々と被災者への思いを述べた人からの手紙などが残っている。

【大そ 16(9)(16)、大そ 25(127)、大そ 28(36)】

【右】「罹災者救護状況報告」  
大正 12 年（1923 年） 9 月 9 日

被災者の避難のために鉄道運賃が無料とされ、多くの人々が関東地方を離れた。県では鉄道で到着・通過する人々のために駅に 9 月 9 日から 25 日まで救護所を設け、医師を置き、食料や慰問袋を手渡した。配った弁当は 1,919 個、カルシュームパンは 10,050 個にもなった。

【大そ 25 (141)】





【大そ 14 (6)】

### 「鉄道省貨物通知書」

大正 12 年 (1923 年)  
 鉄道省は救援物資の輸送を無賃とし、県も私鉄や船舶会社に同様の依頼をして救護品の収集に努めた。

品物は県庁で整理区分し、大阪港に輸送し、府県連合に引き渡す方針だったが、あまりの多さに内容のわかるものは大阪港へ直送するようにした。県は浜大津駅に輸送本部を設け、職員に徹夜勤務で仕分けと送付にあたらせ、貨車 73 両分の救護品を送った。

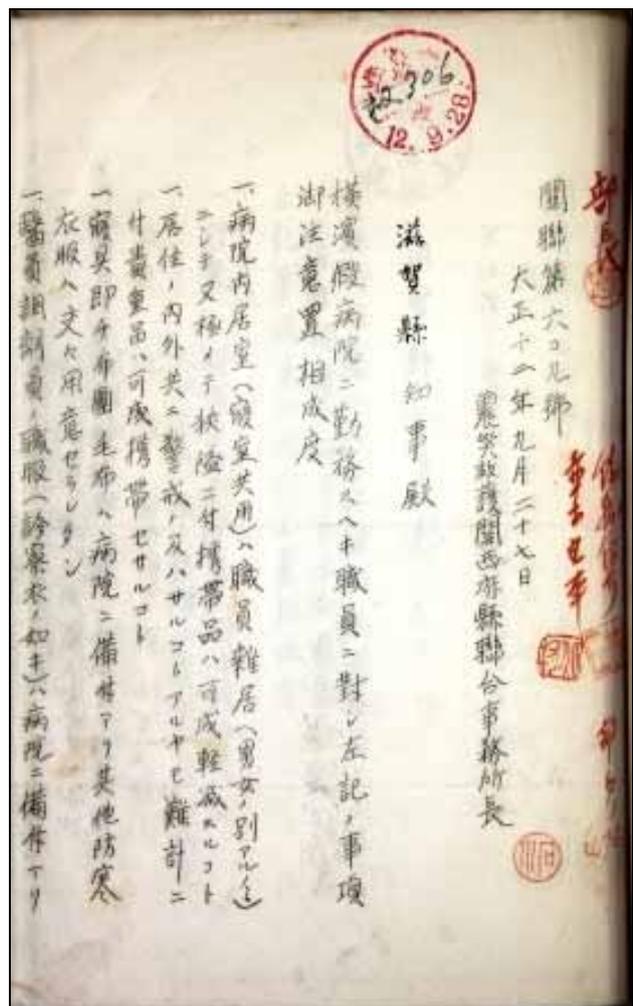
### 「横浜仮病院へ派遣する職員への注意」

大正 12 年 (1923 年)

大阪府を中心に近畿・四国・中国地方の 2 府 15 県で「臨時震災救護関西府県連合」が設立され、救援物資の送付、仮設住宅の建設などを共同で行った。

そのうちの滋賀県ほか 2 府 5 県は、横浜市に「震災救護仮病院」を建て、医師や看護婦を派遣した。後日、入院患者からの感謝の寄せ書きが県に贈られている。

【大そ 18 (64)】



「義捐興行につき急告!!」

江州音頭桶家一行  
大正 12 年 (1923 年)

9 月 9、10 日の草津での江州音頭桶家一行の義捐興行のチラシ。江州音頭のほか、万歳(話芸)、にわか(芝居)が演じられ、さらに「震災地の講演」も行うという。木戸賃 10 銭は、手頃な値段のよう。

【大そ 27 (8)】

● 義捐興行ニ付急告!!

我邦未曾有ノ關東地方大災害ノ罹災民救助ノ爲メ我等同志相謀リ江州音頭、萬歳、二輪加、取合セ興行シ其ノ揚リ金高全部ヲ寄贈致シ度候間御同情ノ上何卒賑々敷御來場アラン事ヲ奉希上候

當ル九月十日兩日夜間

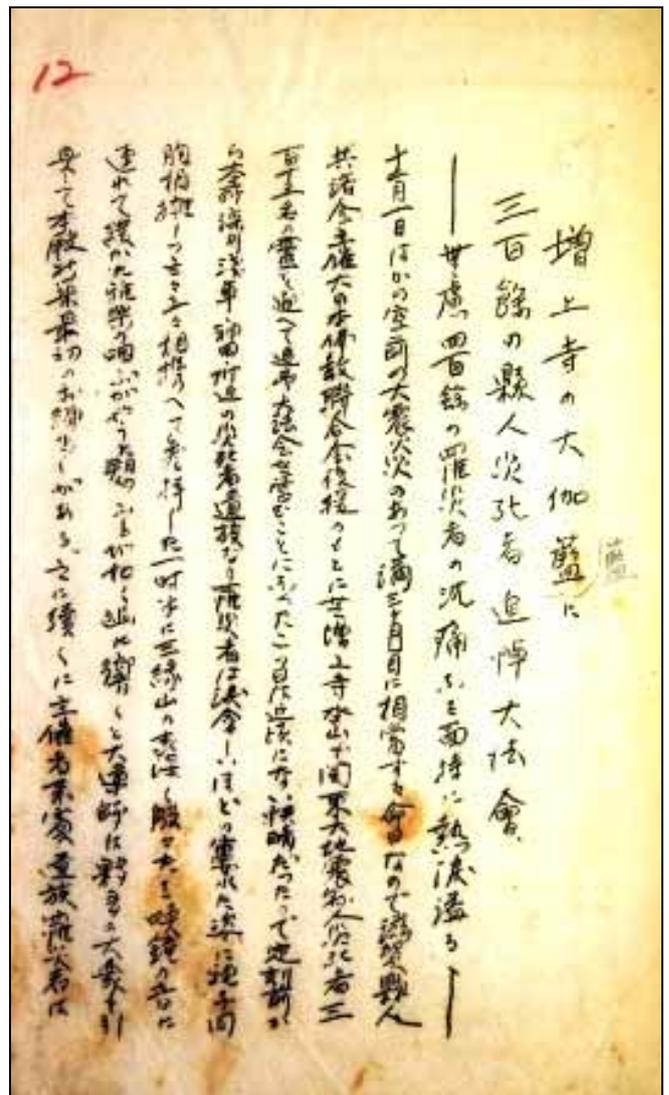
草津町 大正座 二於テ

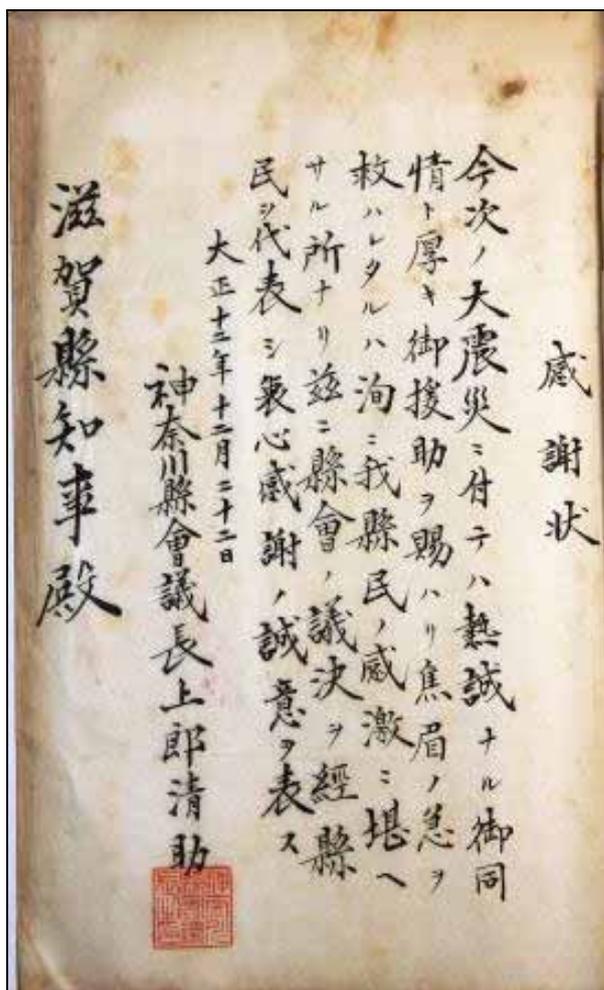
木戸 一人 金拾銭

「災死者弔魂祭に関する件」  
大正 12 年 (1923 年)

東京では滋賀県人共済会が組織され、県人の連絡所となり、生活支援にあたった。震災 3 ヶ月後の 12 月 1 日には共済会の主催により死者の追弔会を芝の増上寺で開催した。

【大そ 24 (12)】





「感謝状」 神奈川県会議長

大正 12 年 (1923 年) 12 月 22 日

12 月になると東京府、東京市、神奈川県下各市などから多くの感謝状が寄せられている。

地震の震源は神奈川県の相模湾北部だったため、被災世帯が全世帯の 6 割にも達するほど神奈川県の被害は大きかった。県は救援物資から神奈川県あてのものは別送するなど、細かい対応を行った。

【大そ 16 (17)】

「滋賀県技手を復興局技手に任用の件」  
大正 13 年 (1924 年)

震災後の 9 月 27 日、後藤新平を総裁とした「帝都復興院」が作られる。内閣の交代による後藤の更迭があり、翌年 2 月には復興院も廃止されるが、事業は復興局へと引き継がれて再建は進められていく。県からも技手が復興局へ派遣された。

【大え 32 (105)】

